

## 「北のハイグレード食品」等マーク使用規程

### （目的）

第1条 この規程は、北海道経済部食関連産業局食産業振興課（以下「食産業振興課」という。）が所管する次のマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 「北のハイグレード食品」マーク
- (2) 「北のハイグレード食品<sup>プラス</sup>」マーク
- (3) 「北のハイグレード食品S（セレクトジョン）」マーク
- (4) 「北のハイグレード食品2020」マーク
- (5) 「北のハイグレード食品2021」マーク
- (6) 「北のハイグレード食品2022」マーク

### （事務処理）

第2条 マークの使用に関する事務は、食産業振興課が行う。

### （使用対象）

第3条 マークの使用は、次の場合について認める。

- ・ 選定商品パッケージに使用する場合
- ・ 選定商品のPRツールに使用する場合

### （マークの仕様）

第4条 マークの仕様は、別記によるものとする。

### （使用手続）

第5条 マークの使用を希望する者は、事前に、別記様式1の「北のハイグレード食品」等マーク使用届出書を食産業振興課に届け出るとともに、マーク表示後の商品等を速やかに提出しなければならない。

- 2 マークを取得した商品の内容を変更する際は、別記様式2の「北のハイグレード食品」等仕様変更書を食産業振興課に提出し、食産業振興課はマークの使用継続の可否を関係者と協議し、その結果を提出者に通知するものとする。

### （誤認の防止）

第6条 マーク使用事業者は消費者等に誤認させるような方法でマークを使用してはならない。

### （使用の取消）

第7条 次の各号に該当する事由が発生したと認定したときは、食産業振興課がマークの使用を取り消すことができる。

- (1) 選定商品の品質が低下したとき
- (2) 選定商品の内容に著しく変更があったとき
- (3) マーク使用事業者に、信用失墜行為があったとき
- (4) マーク使用事業者がマークを不正に使用したとき
- (5) マーク使用事業者がマークの仕様を意図的に変更したとき
- (6) 第6条に該当すると食産業振興課が認めたとき
- (7) 食産業振興課がマークの使用の終了を決定したとき

### （事故、苦情等の処理）

第8条 マークを使用した商品の品質・内容に関する事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに、必要な措置

を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、北海道は一切の責を負わないものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項については、その都度、食産業振興課と関係者による協議を行い定める。

附 則

この規程は平成26年2月14日より施行する。

この規程は平成29年3月3日より施行する。

この規定は令和元年5月1日より施行する。

この規定は令和元年8月1日より施行する。

この規程は令和2年4月1日より施行する。

この規程は令和3年3月1日より施行する。

この規程は令和4年3月1日より施行する。

#### ■「北のハイグレード食品」等マークの仕様

##### 1. 形 状

次のとおり



「北のハイグレード食品」マーク



「北のハイグレード食品+」マーク



「北のハイグレード食品 S」マーク



「北のハイグレード食品 2020」マーク



「北のハイグレード食品 2021」マーク



「北のハイグレード食品 2022」マーク

## 2. 留意事項

- このマークのシグネチャー（組合せ方）は、変形・改造しないこと。

## 「北のハイグレード食品」等マーク使用届出書

## 1 届出者について

企業名または店舗名	
住所	
事業の内容	
担当者所属部署	
担当者職氏名	
電話/FAX 番号	
E - mail	

## 2 マークを使用する商品等

## (1) 個別商品

商品名	
表示方法（シール添付、直接印刷等）	
使用を希望するマーク （希望するものに○印）	①北のハイグレード食品 ④北のハイグレード食品 2020 ②北のハイグレード食品+ ⑤北のハイグレード食品 2021 ③北のハイグレード食品 S ⑥北のハイグレード食品 2022

## (2) 広報印刷物・映像媒体

広報印刷物・映像媒体名称	
掲載商品	
使用方法・目的	
表示方法（シール添付、直接印刷等）	
使用を希望するマーク （希望するものに○印）	①北のハイグレード食品 ④北のハイグレード食品 2020 ②北のハイグレード食品+ ⑤北のハイグレード食品 2021 ③北のハイグレード食品 S ⑥北のハイグレード食品 2022

## 添付書類：個別商品等への表示イメージ、印刷物等の構成案

※ 表示後の商品・印刷物等（現物）については、速やかに提出すること。

《届出先》 北海道経済部食関連産業局食産業振興課ブランド推進係  
住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL：011-204-5138 FAX：011-232-8860

## 「北のハイグレード食品」等仕様変更書

## 1 申出者

企業名	
変更商品（選定年）	
変更理由	
担当者職氏名	
電話/FAX 番号 E-mail	

## 2 変更内容

項目	旧商品	新商品
商品名		
容量		
販売価格		
原材料		
パッケージ		
その他変更点		

※リニューアル後の商品のサンプルも提出ください。